

名古屋市選挙管理委員会告示第15号

名古屋市長選挙において選挙運動に関し支出することができる金
額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和6年11
月24日執行の名古屋市長選挙において、選挙運動に関し支出することができる
金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和6年11月10日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡 辺 義 郎

制限額 27,752,000円

名古屋市選挙管理委員会事務局